

事務連絡  
令和2年4月8日

各都道府県・指定都市  
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

### 新型コロナウイルス感染症に係る精神医療審査会の取扱いについて

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

精神医療審査会（以下「審査会」という。）については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）及び関係法令に基づき適切に運用して頂いているところです。言うまでもなく、審査会は、精神科病院における入院継続の必要性の有無や処遇の適否といった入院患者の人権に直結する重要な判断を行うものであり、厳格な運用が求められるべきものであります。

患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、医療、保健又は福祉及び法律の各観点から、各専門家がその場で議論をし、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する必要があるため、原則、対面による専門的かつ総合的な判断が求められております。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染の拡大を受け、審査会の運用については、関係者間の感染可能性の低減を図るべく、下記の諸点に留意しつつ適切に対応して頂くようお願いいたします。

なお、この取扱いは、感染の拡大を踏まえた暫定的な措置であることを念のため申し添えます。

#### 記

1. 入院患者の処遇は、患者の個人としての尊厳を尊重し、その人権に配慮する必要があるものであること。
2. 合議体の開催については、ウェブ会議システムを活用するなど、審査会委員又は事務局員間において、対面によらない方法を採用することも可能であること。なお、開催に当たっては、審査会の性質上、多くの個人情報扱うことが想定されることから、セキュリティ対策を講じた上で、各都道府県・指定都市における個人情報保護条例等の関係規定に基づきながら適切に運用される必要があること。
3. 審査会については、定期の報告等による審査又は退院等の請求による審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て審査会委員に診察させ、又はその者が入院している精神科病院の管理者その他関係者に対して報告

を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。 (法第 38 条の 3 第 3 項、法第 38 条の 5 第 4 項)。

しかしながら、4月7日に緊急事態宣言が出されたことに鑑み、同宣言の対象地域においては、入院中の者の診察等が、対面でなくても適切に実施できると判断する場合は、ウェブ会議システムを活用するなど、審査会の判断により、対面によらない方法を採用することもやむを得ないものであること。

ただし、対面によらない方法では、診察等が適切に実施できないと判断した場合には、上記にかかわらず対面による方法とすること。

4. なお、審査会委員等が医療機関を訪問する場合は、当該医療機関において必要な感染予防策を講じるよう依頼いただくとともに、委員等においてはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底すること。